

- 修理工事の契約は慎重に!
- 契約を迫られても、その場では決めないで!
- 契約後でもクリーニング・オフできることもあります
- 不審な電話はすぐに切り、来訪の申し出があつても断って!
- 金銭を要求されても、決して支払わないで!
- 公的機関等が、電話等で義援金等を求めることがありません!
- 寄付する場合は、募っている団体等の活動状況や使途をよく確認して!

お困りの際には、一人で悩まず
お近くの消費生活センター等にご相談ください。



福岡県消費生活センター

TEL 092-632-0999



詳しくは
県センターHPへ

★聴覚に障がいのある方専用 Fax:092-632-0322/E-mail:shouhiseikatsuc@pref.fukuoka.lg.jp

(相談時間) 月～金 9:00～16:30 / 日 (電話相談のみ) 10:00～16:00 ※土曜・祝日はお休みです。

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町13-50 福岡県吉塚合同庁舎1階

最寄りの消費生活センター（相談窓口）



あわてない

ために!

自然災害
発生時に

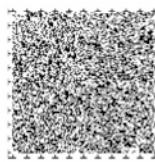
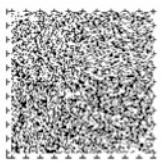
- 災害に備えて事前に火災保険、自動車保険などの保険契約の内容を確かめましょう。
- 災害を少なくするため事前に家屋(屋根瓦、排水溝、耐震性など)、所有する山林や掛け地などの状況などを確かめましょう。
- 災害に便乗した高額な家屋の修理工事などの悪質な勧誘に気をつけましょう。

消費者ホットライン

(局番なし) **TEL 188 泣き寝入り!**

★お住まいの地域の消費生活センターや
消費生活相談窓口につながります。
※ナビダイヤルです。通話料金が
発生します。(相談は無料です)

消費者ホットライン: 188 泣き寝入り!



不安をあおる悪質な点検商法

災害で屋根の一部が壊れたので、業者に点検を依頼したところ、「このまま放置すると雨漏りする」と不安をおられ、すぐ契約してしまった。

このままだと
雨漏りますよ。

アドバイス

災害による被害で、修理などが必要な場合でも、業者の説明をそのまま信用しないで、慌てずに複数の業者から見積もりを取つて比較したり、家族や近隣の方などに相談して十分に検討したうえで契約しましょう。

情報サイト利用料等の架空請求

携帯電話に災害情報サイト利用料を請求するメールが届いた。すぐ支払わないと訴えると書いてある。どうすればいいか。



アドバイス

災害情報サイト等は、通信会社が無料で提供している場合が多いので、これらの請求は架空請求の可能性があります。相手に連絡したり料金を支払ってはいけません。

保険で修理ができるという勧誘

先日の台風で雨どいが壊れ、外壁もはがれた。「火災保険で修理できる」という業者が突然来訪し、保険請求手続きの代行と住宅修理を依頼したがやめたい。

アドバイス

自然災害で自宅が損害を受けたときは、まずは自分で損害保険会社か代理店に連絡し、保険金の支払い対象になるのかなどを必ず確認しましょう。

自動車保険による自然災害補償

豪雨により車が水没して使えなくなった。自動車保険で補償されるのか。

アドバイス

契約している自動車保険の内容によりますが、車両保険を付加している場合は、台風、暴風雨などによる水没は、補償されることがあります。まずは、契約書の内容を確認し、保険会社に相談してください。

公的機関の職員を名のる義援金詐欺

社会福祉関係団体や市役所の職員を名のって、義援金の集金や振り込み依頼の電話があった。

市役所の職員ですが、募金をおねがいします。

アドバイス

社会福祉関係団体や市役所などの公的機関等が、戸別訪問や、電話等で義援金を求めるることはありません。怪しいと思ったときは相手が名のつた公的機関等に確認しましょう。



旅行のキャンセル料

旅行に出かけようと旅行会社に申し込んでいたが、目的地が自然災害で被災したため、キャンセルしようとしたところ、キャンセル料がかかるといわれた。支払う必要があるか。



アドバイス



キャンセル料については、旅行会社等の約款を確認してください。標準的な約款よりも高額なキャンセル料を請求された場合は、支払う必要がない可能性があります。

